

## 差別解消に向けた条例の在り方の方向性及び検討すべき論点について

### 題名

○「三重県人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「既存条例」という。）の考え方をベースとしつつ、「人権尊重」や「差別解消」の要素を含んだ題名とする。

（例）三重県差別のない人権が尊重される三重をつくる条例

### 前文

○次のような要素を含んだ前文を設ける。

- ・世界人権宣言、人権に関する諸条約、日本国憲法に掲げられている人権尊重や差別解消に関する理念
- ・我が国において人権に関する法整備が進みつつある状況
- ・三重県における差別解消や人権尊重に関する取組のこれまでの経緯及び意義
- ・今なお様々な差別をはじめとする人権問題が依然として存在しており、解決すべき課題となっていること。
- ・近年、インターネットによる人権侵害や新型コロナウイルス感染症に関する差別などの新たな人権問題が生じていること。
- ・差別は社会構造の中で生まれるものであり、被差別者（マイノリティ）の問題ではなく、社会の側（マジョリティ）の問題であること。
- ・いかなる差別や人権侵害も許されないということ。
- ・不当な差別のない人権が尊重される社会、また、多様性が尊重され、誰一人取り残さない共生社会の実現を目指すこと。

※前文において差別や人権侵害を例示する場合は、人権に関する諸条約や日本国憲法を参考にしつつ、近年の人権問題を巡る状況も含め、幅広く記述する。

### 目的

○前文の内容と整合性を図り、不当な差別のない人権が尊重される社会の実現を目的とする。

○「差別解消」の要素を含んだ目的とする。

※目的において差別や人権侵害を例示する場合は、人権に関する諸条約や日本国憲法を参考にしつつ、近年の人権問題を巡る状況も含め、幅広く記述する。

## 差別の定義

○世界人権宣言、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、障害者権利条約、日本国憲法、鳥取県人権尊重の社会づくり条例、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例等を参考に、「不当な差別」とは、「人種、国籍、民族、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、門地、被差別部落の出身であることその他のあらゆる事由を理由とする区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するもの」であるということを条例の中で明記する。

※差別についての考え方は様々である中で差別の定義は難しいといった意見をどう考えるか。

※定義規定として設けるか。あるいは、前文、目的等の中で考え方として示すか。

※差別の事由の例示は、このようなものでよいか。次のような点についてどう考えるか。

- ・「人種」と別に「皮膚の色」を挙げる必要があるか。
- ・「国籍」や「民族」と別に「言語」を挙げる必要があるか。
- ・「宗教」、「政治的意見その他の意見」を挙げるということによいか。なお、日本国憲法等では、それらを包含して「信条」という表現を用いている。
- ・「職業」や「社会的身分」と別に「財産」を挙げる必要があるか。
- ・「社会的身分」と別に「被差別部落の出身であること」は挙げるということによいか。また、部落差別に関する事由を「被差別部落の出身であること」とすることでよいか。
- ・他に挙げるべき具体的事由はあるか。

※「不当な差別」の定義として示した表現は、人権に関する諸条約の翻訳をベースとしており、わかりにくいと考えられるため、表現について精査が必要。

## 基本理念

○次のようなことを基本理念として規定する。

- ・あらゆる分野において人権尊重の視点に立つこと。
- ・意図的な不当な差別その他の人権侵害だけでなく、意図的でない不当な差別その他の人権侵害の解消にも努めること。
- ・不当な差別その他の人権問題の解消に当たっては対話を重視すること。
- ・表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重すること。

○また、基本理念として、「何人も、人種、国籍、民族、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、門地、被差別部落の出身であることその他のあらゆる事由を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」といった形で、差別の禁止について規定する。

※差別を厳密に定義することは困難であり、定義できないものを禁止することは不合理であるという意見や、差別を禁止することにより公権力が個人の表現の自由や内心の自由に介入すべきではないといった意見をどう考えるか。

※差別の禁止を規定する場合、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」等のように、基本理念として規定することでよいか。あるいは、「差別の禁止」といった項目を設けるべきか。

※差別の禁止の対象となる主体は「何人も」でよいか。なお、既存条例では、「県民等の責務」として、「人権を侵害してはならない」と規定している。

※禁止の対象となる行為をどうするか。差別に限定するか。あるいは、差別以外の人権侵害も含めるか。例えば、次のようなものが候補となるか。

- ・差別することその他の権利利益を侵害する行為（障害者基本法、三重県感染症対策条例 等）
- ・不当な差別的取扱い（障害者差別解消法、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例(以下「障がい者差別解消条例」という。)、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 等)

※被差別部落への居住に係る調査など、差別につながる行為（熊本県部落差別の解消の推進に関する条例等参照）の取扱いをどうするか。

※差別の禁止の実効性を担保するための制裁的な規定（罰則、氏名の公表 等）は置かないということによいか。

※基本理念として、人の属性に関する暴露の禁止も規定するか。

※他に基本理念として規定すべき事項はあるか。

## **県の責務**

○県は、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、差別解消を推進する施策をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進すること、人権施策の推進に当たって、国、市町及び関係団体と連携協力することを規定する。

※相談対応等具体的な取組に関する事項については、「県の責務」とは別に独立して規定することでよいか。

※連携協力の対象は、国、市町及び関係団体でよいか。関係機関や事業者等も対象とする必要はあるか。

## 県民の責務

- 県民は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならないこと、県が実施する人権施策に協力するものとするを規定する。
- 不当な差別その他の人権問題に対して、傍観者となることなく、それらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むという趣旨も盛り込む。

※責務の対象は、県民と事業者を分けることとするか。既存条例と同様に県民と事業者を合わせて「県民等」とするか。

※差別の禁止や人権侵害の禁止を別項目で規定する場合、既存条例にある「人権を侵害してはならない」といった内容を「県民（等）の責務」でも改めて規定する必要はあるか。

## 事業者の責務

- 事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、県民及び他の事業者の人権を尊重しなければならないこと、事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むこと、県が実施する人権施策に協力するものとするを規定する。
- 「県民の責務」と同様に、不当な差別その他の人権問題に対して、傍観者となることなく、それらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むという趣旨も盛り込む。

※「県民の責務」と分けて、「事業者の責務」を設けることでよいか。

※より具体的に、従業員への研修等を行うことや、被差別部落への居住に係る調査の禁止等を盛り込む必要があるか。

## 議員その他の公務員の責務

- 「議員その他の公務員の責務」として、「議員その他の公務員は、高い人権意識を持ち、条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすものとする」といったことを規定する。

※特定分野の政策条例において議員その他の公務員について、このような責務規定を設ける例はほとんどないと思われるが、このような責務規定を設けることでよいか。あるいは、このような趣旨を前文や基本理念等に盛り込むか。

※責務の対象の範囲をどうするか。県関係（県議会議員等）に限定するか。

## 県と市町との協働

- 県は、市町に対し、県と協働して差別のない人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する差別解消を推進する施策をはじめとする人権施策に協力することを求めること、また、市町が実施する差別解消を推進する施策をはじめとする人権施策について必要な助言その他の支援を行うことを規定する。
- 県は、市町と人権相談事例等の情報の共有を図るという趣旨も盛り込む。

※市町から県への人権相談事例等に係る情報提供の依頼等について規定するか。

## 基本方針

- 既存条例と同様、知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策基本方針を定めるものとするとともに、あらかじめ三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経ることを規定する。
- 人権施策基本方針に掲げる事項については、既存条例の列举事項に加えて「相談支援体制に関すること」を規定するとともに、人権問題についての分野ごとの施策に関することの例示については、前文や目的、差別の定義の規定を踏まえる。
- 毎年1回、人権施策基本方針に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することについて規定する。(現行の行動プラン年次報告書の条例化)

※人権施策基本方針に掲げる事項については、具体的施策に関する規定をどうするか等も踏まえて、更なる検討が必要である。

※「差別解消施策基本方針」を「人権施策基本方針」とは別に定めるものとする必要はあるか。

※現行の三重県人権施策基本方針は、平成27年に改定され、令和7年をめどに見直しが行われることになっており、また、基本方針に基づく行動プランも令和2年に改定され、令和5年度までを計画期間としているが、条例改正に伴うそれらの再改定の実務的な課題について検討しなくてよいか。

## 相談体制

- 人権に関する相談体制について、障がい者差別解消条例の相談体制に関する規定を参考にし、次のような事項を規定する。
  - ・県は、不当な差別その他の人権問題に関する相談に応じなければならないこと。

- ・県は、相談があったときは、市町や関係機関と連携して、必要な助言、調査及び関係者間の調整を行うことや、関係機関への通告等を行うものとする。
- ・相談対応者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこと。
- ・相談対応者の人材の確保及び育成を図ること。

※相談の対象は、幅広く「不当な差別その他の人権問題」でよいか。障がい者差別解消条例のように、差別事案に限定しなくてよいか。また、差別に係る紛争の解決を図るための体制と対象を一致させなくてよいか。

※障がい者差別解消条例のように、相談員の設置について規定するか。ただし、人権問題に関する相談については、既に人権センター等において、県の正規職員等が対応している現状があり、その整理が必要である。

※三重県人権センター条例において、人権センターの事業として「人権問題に関する相談を行うこと」が規定されていることとの整理をどうするか。

### **差別に係る紛争の解決を図るための体制**

○差別に係る紛争の解決を図るための体制について、障がい者差別解消条例の紛争の解決を図るための体制に関する規定を参考に、次のような事項を規定する。

- ・不当な差別を受けた者その他の関係者は、相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができること。
- ・知事は、申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。
- ・知事は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができること。この場合において、申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、協力しなければならないこと。
- ・知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、第三者機関の意見を聴くものとする。
- ・知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができること。
- ・知事は、勧告をする場合には、あらかじめ、勧告の対象となる者等の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならないこと。
- ・知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができること。

- 差別に係る紛争の解決を図るための体制の対象となる事案は、障がい者差別解消条例の紛争の解決を図るための体制との均衡を考慮し、行政機関等及び事業者によるあらゆる事由を理由とする不当な差別的取扱いとする。
- 第三者機関を三重県人権施策審議会とは別に設置することとする場合には、その第三者機関の知事の附属機関としての設置規定を設ける。

※対象とする事案は、行政機関等及び事業者によるあらゆる事由を理由とする不当な差別的取扱いでよいか。特に、次のような点について、どう考えるか。

- ・行為主体について、個人を含める必要はあるか（ただし、個人を対象とする場合は、県が個人の内心の自由や私人間紛争に介入することが適切なのか等について検討が必要と考えられる。）。
- ・行為主体について、報道の自由の尊重の観点から、事業者の中からマスコミは除外しなくてよいか。
- ・不当な差別的取扱い以外の差別的言動や差別助長行為（被差別部落に関する調査等）、さらにはプライバシー侵害やいじめ、虐待、セクシュアルハラスメント等の人権侵害も対象とする必要はあるか（ただし、それらも対象とする場合は、県のキャパシティの問題や他の制度等との整理等について検討することが必要と考えられる。）。

※障がい者差別解消条例のように、差別の禁止と紛争の解決を図るための体制を連結させる必要があるか。

※障がい者差別解消条例の紛争の解決を図るための体制など、既存の仕組み・体制との整理をどうするか。

※第三者機関は、三重県人権施策審議会とは別に設置するか。それとも、三重県人権施策審議会とするか。

※第三者機関を三重県人権施策審議会とは別に設置する場合、その専門性、公平性、独立性等をどう確保するか。

※公表については、制裁的手段ではなく、あくまで情報提供として規定することとし、関係人の氏名等の秘密は除くということによいか。

※このような体制について規定する場合、財政的・人間的に実現可能かについて、執行部の見解も踏まえ、検討することが必要である。

## **人権教育及び人権啓発**

○県は、不当な差別その他の人権問題を解消するため、必要な人権教育、人権啓発並びにそれらのための人材の育成及び確保を積極的に行うものとするを規定する。

○人権教育及び人権啓発を行うに当たっては、不当な差別その他の人権侵害を乗り越える力を醸成するために社会が後押しするという要素を取り入れることを規定する。

○人権教育及び人権啓発を行うに当たっては、「運動」的な要素を取り入れることを規定する。

※人権教育及び人権啓発の例示を行うか。(例えば、鳥取県人権尊重の社会づくり条例では、「人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ」と例示されている。)

※「運動」的な要素をどのように規定するか。(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第3条の基本理念の規定が参考になるのではないか。)

(参考)

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### **人権侵害による被害に係る支援**

○県は、不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、市町、関係機関等と連携し、不当な差別その他の人権侵害を受けた者に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとするを規定する。

※支援の具体的内容として情報の提供以外に何か規定するか。(三重県犯罪被害者等支援条例に規定されている事項を、不当な差別その他の人権侵害を受けた者に関しても規定することは妥当か。)

→保健医療サービス及び福祉サービスの提供、損害賠償請求に関する支援、安全の確保、居住の安定、雇用の安定 etc.

### **実態調査**

○県は、人権施策を効果的に実施するため、必要に応じて、市町、関係機関等と連携し、不当な差別その他の人権侵害の実態を把握するための調査を行うものとするを規定する。

○調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな不当な差別その他の人権侵害が生じないように留意しなければならないことを規定する。

※差別の実態調査については、手法によっては新たな差別を生み出しかねないとの意見もあるところであるが、人権侵害が生じないように留意しなければならないことを明記した上で、規定を設けるということでよいか。



### **情報の収集、蓄積及び分析**

○県は、人権施策を効果的に実施するため、市町、関係機関等と連携し、不当な差別その他の人権問題に関する相談の事例等の必要な情報の収集、蓄積及び分析を行うものとするを規定する。

### **インターネットによる人権侵害の防止**

○県は、インターネットによる不当な差別その他の人権侵害を防止するため、モニタリング、インターネット上での人権啓発、インターネットリテラシーの向上を図るための教育及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとするを規定する。

※「インターネットによる人権侵害の防止」を、「人権教育及び人権啓発」等とは別に、独立した規定として設けることでよいか。

※「人権侵害による被害に係る支援」とは別に、インターネットによる不当な差別その他の人権侵害に係る削除要請の支援等についても規定する必要があるか。

### **災害時における人権侵害の防止**

○県は、災害時における不当な差別につながる風説の流布の防止対策その他の人権侵害を防止するために必要な措置を講ずるものとするを規定する。

※「災害時における人権侵害の防止」を、「人権教育及び人権啓発」等とは別に、独立した規定として設けることでよいか。

※災害時だけでなく、テロや感染症の流行等の緊急事態発生時も対象とするか（参考：三重県議会基本条例では、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」を規定している）。

※災害時における人権侵害を防止するために必要な措置について、具体的内容を盛り込むか。盛り込む場合、どのようなことが考えられるか。

### **三重県人権施策審議会の設置**

○既存条例と同様、人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、三重県人権施策審議会を設置すること、また、その審議会の組織等について規定する。

※三重県人権施策審議会の役割として、既存条例に規定されているもの（人権施策基本方針その他人権施策についての調査審議、人権施策に関する知事への意見陳述）のほかに、例えば、人権施策の実施状況に関する評価など、何か加える必要はあるか。

### 財政上の措置

○県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするを規定する。

### 更なる検討を要する事項

- 部落差別解消推進法及びヘイトスピーチ解消法に直接的に対応するための規定を設けなくてよいか。
  - 差別全般の解消を目指す条例とするのであれば、当該2法に直接的に対応する規定を設けなくてもよいのではないか。
- 公の施設において不当な差別その他の人権侵害が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるものとするを規定しなくてよいか。
  - 地方自治法で「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」（第244条第2項）、「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」（同条第3項）と規定されていることや集会の自由との関係から公の施設の利用制限に慎重な姿勢をとるこれまでの最高裁判所の判例との関係の整理や、三重県において公の施設におけるヘイトスピーチの発生等があまりみられないという実態等を踏まえ、慎重な検討が必要ではないか。
- 差別の禁止等の実効性を担保するための制裁的な規定（罰則、氏名の公表等）を設けなくてよいか。
  - 差別に対する規制について表現の自由との関係から否定的な意見もある中で、罰則や氏名の公表等、県民の権利利益の侵害につながる強権的な手法をとることには、慎重な検討が必要ではないか。
- 条例の在り方において、人権センターをどう位置付けるか。三重県人権センター条例については、改正の必要はないか。
  - 今回の条例は、人権センターだけではなく県全体の取組を定めるものと考えられるので、人権センターを特出しして規定する必要はないのではないか。一方、三重県人権センター条例については、今回の条例で差別に係る紛争の解決を図るための体制を規定する場合には、人権センターの事業として、その関係業務も規定することが必要となるか。